

## 全工油 第22回技術研修会 2日目講演「化学物質管理の最新動向」報告書

【講演者】日本ケミカルデータベース株式会社 チーフアドバイザー 高野英雄様

【略歴】化学工業日報社在籍中に1988年に開始された国支援によるケミカルデータベースの構築事業に携わり、同事業を継承した日本ケミカルデータベース社の創業者、役員として法規制データベース、危険物データベースを開発した。現在、同社チーフアドバイザーとして各社のコンプライアンスの相談対応などに積極的に活動している。

### 【講演内容】

#### 1. 化学物質管理の世界的な取組

1992年、ブラジルのリオデジャネイロにて国連の地球環境サミットが開催され、20世紀から21世紀への申し送りとして「アジェンダ21」が採択された。2002年にあらためて「アジェンダ21」を確認支持するとともに達成目標を2020年と定めた。さらに達成のための選択式方法として2006年に「戦略的アプローチ」が示され、2007年以降、各国各地域で整備がすすめられている。

#### 2. 海外の最新状況

化学物質管理の基本となる情報提供制度では「GHS導入」が昨年米国でのGHS導入を契機としたかのように一昨年までの導入国数が倍になってきている。化学物質管理のもう一つの柱である「化学物質登録制度」も拡大しており、タイでの既存化学物質の登録期限は本年末とされ、登録をしなかった場合は来年から新規物質扱いとなるため、輸出の際に注意が必要となる。

#### 3. 国内の最新状況

最近一年間の法改正は約100件あり、労働安全衛生法、大気汚染防止法、薬機法では10件を超えている。改正労働安全衛生法は本年6月に施行され、SDS対象化学物質の拡大、リスクアセスメントが従来の努力目標から義務とされた。また施行間近の新法水銀汚染防止法では化学物質の全ライフサイクルに亘って規制が敷かれることとなった。

#### 4. さらに重要性を増すSDS

化学物質管理の情報提供・活用の基本として普及したSDSであるが、当社日本ケミカルデータベースへのSDS依頼製品には、足ふきゴムマット、電子タバコ、蓄電池など多彩となっており、製品安全データシートの提供が法的義務をはるかに超えて拡大している。

#### 5. 2020年まであと4年

化学物質使用の合理化を2020年までに達成するため、化学物質使用のリスク管理が国レベルで行われており、「リスク＝有害性×環境残留量」のために日本では毎年6月に用途別出荷量の届出が実施されている。国のリスクアセスメント作業は当初予定より大幅に遅れており、2020年までには何らかの用途規制を実施することとなろう。

### 【質疑応答（要約）】

質問1：化学物質を規制する法律としてのPRTR法と労安法の違いを教えてください。

回答1：（簡単に言うと）PRTR法は、化学物質による地球環境への影響を低減することを目的とした法律です。労安法は、労働環境での労働災害を防止することを目的とした法律です。

質問2：日本では、JIS規格に基づきSDSを作成しているが、海外は、日本とは違うのですか？

回答2：SDS作成のJIS規格は、GHS国連勧告を元にしており、海外もGHS国連勧告に基づきSDSを作成しています。そのため、GHS分類等の基本的な部分は世界共通です。

ただし、各国での変更が許されているため、厳密には日本と海外のSDSに違いがあります。実際には、海外各国の法律に基づいた、その国向けのSDSが必要になります。